○総務省告示第二百八十一号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）別表第五号第三の二注1及び別表第七号第三の二注1の規定に基づき、登録検査等事業者等が行う検査又は点検の実施項目を次のように定め、平成二十三年六月三十日から適用する。

なお、平成十一年郵政省告示第三百十二号（認定点検事業者等が行う点検の実施項目を定める件）は、平成二十三年六月二十九日限り廃止する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

一　検査の実施項目

検査の項目	備考
電波の強度に対する安全施設	施行規則第二十一条の三第一項各号に掲げる無線局の無線設備を除く。

二　点検の実施項目

点検の項目	備考
電波の強度に対する安全施設	施行規則第二十一条の三第一項各号に掲げる無線局の無線設備を除く。
人体頭部における比吸収率	設備規則第十四条の二第一項に規定する無線局の無線設備に限る。

○総務省告示第二百八十二号

基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令（平成二十三年総務省令第八十二号）第三条第一項第三号の規定に基づき、総務大臣が告示する地域を次のように定め、平成二十三年六月三十日から施行する。

なお、平成二十年総務省告示第百五十六号（総務大臣が告示する地域を定める件）は、平成二十三年六月二十九日限り廃止する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

一　青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の各区域を併せた全てを含む地域

二　福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の各区域を併せた全てを含む地域

三　福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の各区域を併せた全てを含む地域

○総務省告示第二百八十三号

一般放送の設備及び業務に関する届出の特例（平成二十三年総務省令第八十四号）第四条第一項の規定に基づき、電磁的方法により提出することができる書類及びその提出の方法を次のように定め、平成二十三年六月三十日から施行する。

なお、平成十年郵政省告示第二百三十六号（有線テレビジョン放送の設備及び業務に関する届出の特例第二条第一項の規定により、電磁的方法により作成し及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法を定める件）及び平成十年総務省告示第二百三十八号（有線ラジオ放送の設備及び業務に関する届出の特例の規定により、電磁的方法により作成し及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法を定める件）は、平成二十三年六月二十九日限り廃止する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

一　提出することができる書類は、次のとおりとする。

1　一般放送の設備及び業務に関する届出の特例第一条第一項の規定に基づく別記第1の記の部分

2　一般放送の設備及び業務に関する届出の特例第二条第一項の規定に基づく別記第2の表の部分

3　一般放送の設備及び業務に関する届出の特例第三条第一項の規定に基づく別記第3の表の部分

二　前項に規定する書類を提出する場合は、提出する書面に「電磁的方法により記録する」旨を記入した上で、記録媒体と併せ提出すること。

○総務省告示第二百八十四号

基幹放送局の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第二十一号）第二条第十五号(1)の規定に基づき、中波放送を行う基幹放送局の地上波電界強度を次のように定め、平成二十三年六月三十日から施行する。

なお、昭和三十九年郵政省告示第五号（放送局の開設の根本的基準の規定により標準放送を行なう放送局の地上波電界強度を指定する件）は、平成二十三年六月二十九日限り廃止する

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

一　通常の空中線を使用する基幹放送局

地域	電界強度（ミリボルト／メートル）
東京都	
東京都二十三区（練馬区を除く。）	一〇以上
東京都練馬区	五以上
三鷹市	〃
武蔵野市	〃
八王子市	二以上
立川市	〃
青梅市	〃
府中市	〃
昭島市	〃
調布市	〃
小平市	〃
日野市	〃
小金井市	〃
町田市	〃
北多摩郡	〃
その他	〃
神奈川県	
横浜市（港北、保土ケ谷、戸塚、金沢の各区を除く。）	〇・二五以上
横浜市（港北、保土ケ谷、戸塚、金沢の各区）	五以上
川崎市	二以上
横須賀市	五以上
鎌倉市	〃
藤沢市	二以上
茅ケ崎市	〃
平塚市	〃
小田原市	〃
逗子市	〃
相模原市	一以上
三浦市	〃
秦野市	〃
厚木市	〃
その他	〇・二五以上